

調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第4号）により登録した団体（以下「登録団体」という。）の行う事業に対し、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の自主的な社会教育活動を促進し、もって市の社会教育の発展を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、登録団体が主催する次の各号のいずれかに該当する事業であって、事業内容が明らかに市の社会教育振興に寄与するものであり、かつ、公益性を有するものと認められるものとする。

- (1) 一般市民を対象とする公開性のある事業
- (2) 青少年の育成を主たる目的とする事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項に規定するもののほか、補助金の交付対象となる事業は、1年度につき1登録団体1事業に限るものとする。

第3 補助の制限

補助金の交付対象となる登録団体が、市から補助金、交付金、委託料等を受けているとき、又は受ける見込みのときは、この要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

第4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費（講師謝礼、出演者謝礼、表彰の賞品代等）
- (2) 一般需用費（消耗品の購入、印刷、コピーマシン代等）
- (3) 役務費（郵送代、電話代、筆耕料等）
- (4) 使用料及び賃借料（施設使用料（市の公的施設において減免されている場合を除く）、附帯設備使用料、物品借上料等）
- (5) 委託料（看板作製、警備委託、清掃代等）

第5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、第4に規定する補助対象経費の実支出額（補助対象経費に係る支出額から当該経費に係る入場料、寄付金、その他当該支出額から差し引くことが適当な収入額を差し引いた後の額をいう。）の2分の1以内の額とする。この場合において、算出した額が2万円未満のときは補助金の交付を行わないものとする。ただし、その額が次の各号に掲げる限度額を超えるときは、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 第4に規定する補助対象経費の実支出額が100万円以下の場合 10万円
- (2) 第4に規定する補助対象経費の実支出額が100万円を超える場合 15万円

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

第6 交付申請

補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、市長が指定する日までに、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 会員名簿
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

第7 交付決定等

市長は、第6の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、調布市社会教育委員の会議において意見を聴いたうえで交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により当該申請をした登録団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定に際し、条件を付すことができる。

第8 申請事項の変更

第7の規定による補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）の代表者は、当該交付の決定を受けた事項を変更しようとする場合は、速やかに調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金内容変更申請書（第4号様式）に当該変更しようとする事項の内容が確認できる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 第7の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。

3 交付決定団体の代表者は、第7の規定による交付の決定を受けた補助対象事業を廃止しようとするときは、調布市社会教育関係登録団体活動事業廃止届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

第9 実績報告

交付決定団体は、事業終了後30日以内に、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金実績報告書（第6号様式）に収支決算書（第7号様式），その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

第10 補助金額の確定

市長は、第9の規定により補助金実績報告を受けた場合においては、補助金実績報告書の内容等を審査し、また必要に応じて調査を行ったうえ、当該報告の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、調布市社会教育関係登録団体活動事業補助金額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。また、認められないときはその旨を当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

第11 補助金の請求

第10の規定による通知を受けた交付決定団体の代表者は、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出し、補助金の支払いを請求するものとする。

- (1) 請求書

(2) 支払金口座振替依頼書

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、第10の規定による補助金額の確定の内容に適合すると認められたときは、速やかに当該交付決定団体の代表者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

第12 補助金の取消し

市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を第2各号に掲げる事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付申請又は実績報告に誤りがあったとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めたとき。

第13 補助金の返還

市長は、第12の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

第14 雜則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(調布市社会教育関係団体補助金交付要綱及び調布市社会教育関係登録団体会場使用料助成要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 調布市社会教育関係団体補助金交付要綱（平成14年3月5日教育委員会要綱第2号）
- (2) 調布市社会教育関係登録団体会場使用料助成要綱（平成14年3月14日教育委員会要綱第7号）

附 則（令和3年3月31日教委要綱第5号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。